

平成 25 年 11 月 28 日

各 位

東京都中央区日本橋二丁目 15 番 3 号  
株 式 会 社 エ ス プ ー ル  
代表取締役会長兼社長 浦 上 壮 平  
(コード番号:2471)

問 い 合 わ せ 先 :  
取締役管理本部担当 佐 藤 英 朗  
電 話 番 号 03 (3517) 6633 (代表)

第三者割当により発行される第 2 回新株予約権の発行  
及びコミットメント条項付き第三者割当契約の締結に関するお知らせ

当社は、平成25年11月28日開催の当社取締役会において、第三者割当による第 2 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行及び本新株予約権に関してマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社との間で、コミットメント条項付き第三者割当契約（以下、「本契約」といいます。）を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします（以下、本新株予約権発行と本契約締結を合わせた資金調達スキーム全体を「エクイティ・コミットメント・ライン」といいます。）。

1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成25年12月16日
(2) 新株予約権の総数	420個
(3) 発 行 価 額	総額3,276,000円（新株予約権1個につき、7,800円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	420,000株（新株予約権1個につき、1,000株）
(5) 資 金 調 達 の 額	402,276,000円（差引手取概算額：396,676,000円） （内訳）新株予約権発行による調達額：3,276,000円 新株予約権行使による調達額：399,000,000円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額（発行価額）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6) 行 使 価 額	1株当たり950円（固定）
(7) 募集又は割当方法 （割当予定先）	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社（以下、「マイルストーン社」といいます。）に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	① 行使価額及び対象株式数の固定 本新株予約権は、価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。 ② 行使指示条項 当社は、割当先であるマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社と締結した本契約に基づき、次の場合には当社から割当先に本新株予約権の行使を行わせることができます。 ・ 当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場（以下、「JASDAQ」とい

	<p>います。)における当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130% (1,235円) を超過した場合、当社は、当該日の当社株式の出来高の15%を上限として割当先に本新株予約権の行使を行わせることができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当日を含めた5連続取引日(終値のない日を除く。)のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150% (1,425円) を超過した場合、当社は、当該日の当社株式の出来高の20%を上限として割当先に本新株予約権の行使を行わせることができます。</li> </ul> <p>③ 行使条件</p> <p>本新株予約権には、本新株予約権の行使によって、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日(平成25年11月28日)時点における当社発行済株式総数(2,583,400株)の10%(258,340株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。</p> <p>④ 取得条項</p> <p>本新株予約権には、当社が、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも一定の手続を経て、当社は、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されています。</p> <p>⑤ 譲渡制限</p> <p>本新株予約権は、割当先に対する第三者割当てで発行されるものであり、かつ、譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。</p>
--	---

## 2. 募集の目的及び理由

### 【本新株予約権の発行の目的及び理由】

我が国の経済は、安倍政権発足後の円高修正の流れや、デフレ脱却に向けた様々な経済政策、日銀による異次元金融緩和が打ち出されたこと等により、企業収益環境が徐々に改善してきております。欧州や中東等、国際情勢の不安材料は依然として存在しておりますが、企業の設備投資に持ち直しの動きが見られるなど、国内景気は回復傾向が続いております。雇用情勢についても、このような国内景気の緩やかな拡大を背景に改善傾向にあります。

一方、当社グループは、平成20年秋のリーマン・ショック以降の売上急減により、平成22年11月期末において、33,913千円の債務超過に陥りました。その後、子会社の整理を行い、ビジネスソリューション事業と人材ソリューション事業に経営資源を集中し、再度成長軌道に乗るべく事業構造の改革を進めてまいりました。その結果、平成23年11月期においては、連結当期純利益207,468千円を計上するとともに債務超過状態を脱しております。そこで、当社グループでは、再度事業拡大を図るための体制が整ったと判断し、市場拡大が見込まれるロジスティクスアウトソーシング(注1)や障がい者雇用支援サービス、シェア拡大が見込める人材派遣サービスを成長戦略の軸として成長を実現すべく、平成24年1月12日に中期経営計画「Move Forward 2014」を発表いたしました。本計画においては、平成28年11月期に連結売上高100億円、連結営業利益5億円というものを目標の一つとして掲げており、この目標達成に向けて、現在粛々と施策を進めているところであります。中でも、障がい者雇用支援サービスについては、平成25年4月の障害者雇用促進法で定める障がい者の法定雇用率の引き上げにより大手企業を中心にニーズが拡大しており、今後も大きな事業成長が見込めます。

当社グループが展開する障がい者雇用支援サービスは、企業の障がい者雇用をサポートするサービスで、当社子会社である株式会社エスプールプラスが運営する農園を契約企業に貸し出し、同農園を契約

企業の障がい者雇用の事業所として活用してもらうものであります。さらに、障がい者の就職をサポートするための就労移行支援施設も運営しており、同施設にて職業訓練を受けた障がい者の方を契約企業に紹介するサービスも行っております。障がい者の就業場所と人材の両方を同時に提供できるため、契約企業から高い評価を受けております。

また、人材派遣サービスについても、厚生労働省を中心に、その望ましい在り方及び必要な制度・対策について検討が進められており（注2）、今後、益々の派遣需要の増加が予想されます。

このように当社グループを取り巻く外部環境は、現在、当社グループ事業にとって追い風となっており、積極的な事業投資により前述の中期経営計画に沿った成長が可能になるものと考えております。特に、障がい者雇用支援サービスについては、当社子会社が管理運営する農園の拡大、増設が必要不可欠であります。一方、人材派遣サービス業界においては、派遣先企業が法令順守等の体制を重視して派遣事業者を選別する動きを継続しており、また、派遣事業者に対する厳しい資産要件等（注3）の存在から事業者の絶対数は減少してくものと思われ、撤退を検討している事業者の人材派遣事業をM&A等を通じて取り込むことが、事業拡大の有効な手段の一つであると考えております。

しかし、他方で、当社グループの財務基盤は依然脆弱であります。平成24年11月期の株主資本は142,544千円、自己資本比率は11.0%に過ぎません。また、有利子負債自己資本比率も472.8%となっており、有利子負債への依存度が高い状態であります。従いまして、事業拡大のためには、事業投資のための資金調達とその事業投資に耐える経営基盤の強化、すなわち自己資本の増強が必要であると判断し、本新株予約権の発行を決定しました。

なお、当然ながら、新株予約権は行使されないリスクが存在いたしますが、その場合には現在のキャッシュ・フロー内での事業投資となり、当社グループの事業拡大スピードが遅くなるものの、当社グループの平成24年11月末の現預金月商比率は1.4ヶ月で手元流動性は十分確保できており、経営の継続には特に支障はないと判断しております。

（注1）当社グループのロジスティクスアウトソーシングでは、物流センターにおける業務の全部または一部分を請け負うセンター運營業務と、顧客の荷物を預かり発送業務を請け負う梱包・発送代行業務を行っております。

（注2）厚生労働省が設置した今後の労働者派遣制度の在り方に関する研究会が平成25年8月に出した報告書によると、今後の制度の在り方の検討に当たっての基本的な考え方として、①労働者派遣制度の労働力需給調整における役割を評価しながら、派遣労働者の保護及び雇用の安定等を積極的に図ること②派遣労働者のキャリアアップを推進すること③労使双方にとってわかりやすい制度とすることを挙げています。この報告書を受け、現在、労働政策審議会において審議が開始されており、平成26年通常国会以降に必要な法制上の措置を行う予定となっております。当社グループでは、この法改正が行われれば、業務区分等の現在の複雑な規制がなくなり、派遣を使う側、派遣で働く側、双方にとって自由度が増すことから派遣ニーズが高まるものと考えております。

（注3）一般労働者派遣を行うための許可基準の一つとして、厚生労働省が労働者派遣事業関係業務取扱要領に純資産の額や現預金残高といった財産的基礎に関する判断基準を規定しています。

#### 【本資金調達方法を選択した理由】

当社は、本資金調達を実施するにあたり、各種資金調達方法について慎重に比較検討を進めてまいりました。その結果、第三者割当による本新株予約権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

##### （1）その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資、株主割当増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討いたしました。まず、間接金融（銀行借入）による資金調達であります。現在取引金融機関とは良好な関係を維持しており、追加の借入を行うことは可能であると考えております。しかし、

銀行借入では事業拡大に不可欠な自己資本の増強を図ることができず、また、借入コストの増加という問題もあります。従いまして、既存株主の皆様の様子の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融を選択するに至りました。

直接金融に関する検討において、公募増資及び株主割当増資は、当社グループが平成22年11月期末に債務超過であったということ及び無配であるということから、引受先が集まらないリスクが高く、この度の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

また、第三者割当による新株式の発行につきましても、主要取引先を中心に検討を行いました。一定規模での引受の了承を得られる先を見出すことは困難であると判断いたしました。

当社といたしましては、前述いたしましたように、中期経営計画に沿った事業拡大を目指しており、そのためには一定規模の資金調達及び自己資本の増強が必要であるため、行使されないリスクを内包しているものの、今回の割当予定先に対する新株予約権の発行という方法を資金調達の手法として選択いたしました。なお、本新株予約権がすべて行使され資本の払込が完了すると、平成24年11月末の連結貸借対照表を基準とした場合、自己資本比率は11.0%から31.8%へと大幅に改善する見込みであり、財務基盤の強化に大きく寄与するものと考えております。

#### 【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】

本新株予約権のエクイティ・コミットメント・ラインには、以下の特徴があります。特に、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定するとともに行使制限条項を設定することで既存株主の皆様の様子の急激な希薄化の抑制を図る効果を見込んでおります。

##### (1) 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。発行当初から行使価額は950円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から420,000株で固定され、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が増加することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

##### (2) 行使指示条項

本契約においては、行使されないリスクを低減するため、以下の行使指示条項が規定されております。すなわち当社は、条件成就日当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合（かかる場合を以下「条件成就」といいます。）、また、条件成就日当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合には、当社普通株式の出来高数に連動した一定個数を上限に、当社が本新株予約権の行使を指示（以下「行使指示」といいます。）することができます。

具体的には、当社は割当予定先との間で締結される本契約に基づき、当社の裁量により割当予定先10日以内に行使すべき本新株予約権数を行使指示することができます。各行使指示は、条件成就日当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQにおける当社普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合に、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQにおける当社株式の出来高の15%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

また、条件成就日当日を含めた5連続取引日（終値のない日を除く。）のJASDAQにおける当社

普通株式の普通取引の終値単純平均が本新株予約権の行使価額の150%を超過した場合には、発行要項に従い定められる本新株予約権1個の目的である株式の数に行使を指示する本新株予約権の個数を乗じた株式数が、条件成就の日のJASDAQにおける当社株式の出来高の20%に最も近似する株式数となる個数を上限として行われます。

なお、本契約に基づく行使指示の新株予約権数は直近7連続取引日（条件成就日を含む）の行使指示により発行されることとなる当社普通株式の数の累計が、マイルストーン社と当社の代表取締役である浦上壮平が締結した株式貸借契約の範囲内（130,000株）とすることとしております。

### （3）行使制限条項

本新株予約権には、本新株予約権の行使によって、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日（平成25年11月28日）時点における当社発行済株式総数（2,583,400株）の10%（258,340株）を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない旨の行使条件が付されております。

かかる行使制限条項により、過度な一度の大量行使による希薄化を防止することが可能となります。

### （4）取得条項

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から3ヶ月を経過した日以降いつでも、一定の手続を経て、当社は本新株予約権1個当たりにつき本新株予約権1個当たりの払込価額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得ことができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

### （5）譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当て発行されるものであり、かつ割当予定先から第三者への譲渡については当社取締役会の承認を要するものであります。

## 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

### （1）調達する資金の額

調達する資金の総額	402,276,000円
内訳（新株予約権の発行による調達額）	3,276,000円
（新株予約権の行使による調達額）	399,000,000円
発行諸費用の総額	5,600,000円
差引手取概算額	396,676,000円

（注）1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、新株予約権評価費用2,000,000円、登記関連費用1,600,000円、弁護士費用1,000,000円、その他諸費用（株式事務手数料、外部調査費用）1,000,000円となります。

3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

### （2）調達する資金の具体的な使途

具体的な資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①株式会社エスプールプラスが展開する障がい者雇用支援サービスのための農園の用地取得及び建設	300	平成25年12月～平成28年11月
②人材派遣等の事業の取得	96	平成25年12月～平成28年11月

前述のとおり、本資金調達方法には、新株予約権が行使されないというリスクがあり、資金を支出する時期までに確実に必要な資金が確保できる保証はありません。本新株予約権による資金調達が実際の資金支出時期に間に合わない場合や本新株予約権による資金調達額だけでは不足する場合には、金融機関からの借入により必要資金の確保を図る予定です。また、調達した資金は、原則として支払時期の早いものから順に充当していく予定であります。なお、調達した資金については、支出までは銀行預金として保管いたします。

#### ①株式会社エスプールプラスが展開する障がい者雇用支援サービスのための農園の用地取得及び建設

障がい者雇用支援サービスを展開している当社子会社である株式会社エスプールプラスは、現在、千葉県市原市に農園を保有しております。当子会社では、敷地面積およそ4,000坪、ビニルハウス4棟を標準的な農園としており、このサイズの農園を今後3年間は少なくとも年1農園ずつ建設する予定であります。農園の建設には、用地の整地費用、ビニルハウス・管理棟等の建築費用、栽培レーンの設置費用、送迎のためのバス取得費用等の支出を要し、1農園あたりおよそ1億円の投資を見込んでおります。また、前述の市原農園の用地は賃借しておりますが、今後建設する農園については土地の取得も検討しており、その場合の1農園あたりの土地取得費用は2～3億円になるものと考えております。用地を取得した場合、用地取得費用も含めた1農園建設のための総投資額は3～4億円となり、今後3年間少なくとも年1農園ずつ建設するためには、本新株予約権での資金調達では全投資額をまかなうことができません。不足部分については、金融機関からの借入等を併用する予定であります。

#### ②人材派遣等の事業の取得

平成25年11月28日現在において成立が見込まれる事業取得案件はございませんが、当社は前述のとおりM&Aによる人材派遣サービスの事業拡大を検討しており、今期（平成25年11月期）においても事業取得に関する情報収集を継続的に実施しております。個々の事業取得案件の具体的内容については契約上の守秘義務を負っており言及することはできませんが、平成28年11月に連結売上高100億円を達成するという当社グループの中期経営計画の実現と現在の当社グループを取り巻く外部環境を勘案し、売上高10億円以下の比較的小規模の人材派遣事業の複数の取得を目指しております。なお、人材派遣事業の取得を目指しておりますが、当社グループの既存事業と関連性の強い事業であれば、人材派遣事業以外の事業の取得も積極的に検討してまいります。また、調達した資金で不足する場合は、金融機関からの借入等を併用する予定であります。

### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 本新株予約権の発行の目的及び理由」に記載しましたとおり、当社グループは、平成24年1月12日に発表した中期経営計画「Move Forward 2014」において、平成28年11月期までに連結売上高100億円、連結営業利益5億円を達成することを目標としております。この目標実現のためには、積極的な事業投資が必要不可欠であり、また、現在の当社グループを取り巻く外部環境から投資の時期としても最適であると判断しております。

以上のように、今回調達する資金は、事業拡大を目的とするものであり、今後の当社グループの成長及び収益性の向上に寄与するものと判断いたします。従いまして、本新株予約権の資金使途は、十分に合理性があるものと考えております。

### 5. 発行条件等の合理性

#### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、他社上場企業の第三者割当における評価実績をもとに、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下、「ブルータス・コンサルティング」といいます。）に依頼しました。当該機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、当社普通株式

の価格の変動性（ボラティリティ102.99%）、満期までの期間（2年）、配当利回り（0%）、無リスク利率（0.094%）等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施しました。当社はこれを参考に、第2回新株予約権の1個当たりの払込金額を7,800円（1株当たり7.8円）といたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日（平成25年11月27日）のJASDAQにおける普通取引の終値950円に決定いたしました。発行価額の決定については、当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し、割当予定先と協議した上で総合的に判断いたしました。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間（平成25年10月28日から平成25年11月27日）の終値平均969円に対するディスカウント率は2.0%（小数点以下第2位を四捨五入）、当該直前営業日までの3か月間（平成25年8月28日から平成25年11月27日）の終値平均1,138円に対するディスカウント率は16.5%（小数点以下第2位を四捨五入）ですが、当該直前営業日までの6か月間（平成25年5月28日から平成25年11月27日）の終値平均747円に対するプレミアム率は27.2%（小数点以下第2位を四捨五入）となっております。

本新株予約権の行使価額の算定方法について、取締役会決議日の前取引日終値を採用いたしましたのは、平成25年8月以降の当社株価の変動が激しかったため、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、また、現在の株価より低い水準である過去の特定期間の株価を反映して行使価額を算定するのは、株主の皆様の利益にもそぐわないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

本新株予約権の発行価額の判断に当たっては、前述のとおりブルータス・コンサルティングによる評価を参考にし、本新株予約権の発行条件を勘案した結果、ブルータス・コンサルティングが評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていることから、前提条件については合理的なものであり、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、本新株予約権の発行価額についても適正かつ妥当であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役全員も、ブルータス・コンサルティングは、当社と顧問契約関係になく、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、本新株予約権の行使価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、発行価額については、ブルータス・コンサルティングが評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び当該前提条件等に関してブルータス・コンサルティングから説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、評価額は適正かつ妥当な価額と思われ、その評価額を踏まえて発行価額を決定していることより、ブルータス・コンサルティングによって算出された評価単価を参考に決定した発行価額は、割当予定先に特に有利でないと判断しております。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使による発行株式数は420,000株であり、平成25年11月28日現在の当社発行済株式総数2,583,400株に対し16.26%（平成25年5月31日現在の当社議決権個数25,831個に対しては16.26%）の割合の希薄化が生じます。これにより既存株主様におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額が低下するおそれがあります。

しかしながら、前述のとおり、当社グループの財政状態は、平成22年11月期末の33,913千円の債務超過状況を脱し、業績は比較的安定的な状態にはあるものの、財務体質の強化及び事業の一層の拡大には、資金の調達を金融機関からの借入だけに期待するのは難しい状況であります。中期経営計画に沿った成

長を実現し、継続的に企業価値を高めるためには積極的な事業投資が必要であり、当該規模の資金調達  
は必要であると考えております。

また、前述の【エクイティ・コミットメント・ラインの特徴について】に記載のとおり、本新株予約  
権は一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため、新株予約権が行使されないというリスクの  
低減が期待でき、また、取得条項に基づき一定条件を満たせば残存する新株予約権の全部又は一部を当  
社が取得することも可能であることから、株式の急激な希薄化を抑制することが可能であり、より有利  
な条件での資金調達手段が見つかるなどした場合は、その時点で残存する新株予約権を取得する予定で  
す。

なお、本新株予約権の行使価額は固定されており、1株当たり950円であります。これは平成24年11  
月期の1株当たり純資産55.18円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移す  
るよう経営努力を先行させ、新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純  
資産の改善を図ることが可能であると考えております。

また、当社の過去3期の1株当たり当期純利益は、平成22年11月期△293.78円、平成23年11月期80.31  
円、平成24年11月期△11.92円となっております（当社は、平成24年12月1日付けで普通株式1株につ  
き普通株式100株の割合で株式分割を行っております。平成22年11月期及び平成23年11月期並びに平成  
24年11月期の1株当たり当期純利益は、各期の期首に当該分割が行われたものと仮定して算定しており  
ます。）。調達した資金を成長が見込める障がい者雇用支援サービスと人材派遣サービスに投下し、当  
社グループの業績の拡大を図り、1株当たり当期純利益の改善を図ることが可能であると考えておりま  
す。

以上の理由により、当社といたしましては、本新株予約権の発行は、企業価値、株主価値の向上に寄  
与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希  
薄化規模は合理的であると考えております。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

① 名 称	マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社
② 所 在 地	東京都港区赤坂二丁目17番22号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 浦谷 元彦
④ 事 業 内 容	投資事業
⑤ 資 本 金	10百万円
⑥ 設 立 年 月 日	平成24年2月1日 (注) 1
⑦ 発 行 済 株 式 数	200株
⑧ 決 算 期	1月31日
⑨ 従 業 員 数	3名
⑩ 主 要 取 引 先	みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券
⑪ 主 要 取 引 銀 行	株式会社みずほ銀行
⑫ 大株主及び持株比率	浦谷 元彦 100%
⑬ 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係 会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
人 的 関 係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。 また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係 会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。



	取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。		
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	平成23年1月期 (注2)	平成24年1月期 (注2)	平成25年1月期
	純資産	2	13	96
	総資産	817	245	924
	1株当たり純資産(円)	10,568	65,616	480,064
	売上高	2,532	724	2,766
	営業利益	386	14	49
	経常利益	386	14	58
	当期純利益	53	11	76
	1株当たり当期純利益(円)	268,959	55,048	380,331
	1株当たり配当金(円)	-	-	-

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

- (注) 1. マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社は、平成24年2月1日にマイルストーン・アドバイザー株式会社(旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)による新設分割により設立されております。
2. 新設分割前のマイルストーン・アドバイザー株式会社(旧商号：マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社)の業績です。

※ 割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がないことを独自に専門の調査機関(株式会社トクチョー 東京都千代田区)に調査を依頼し、確認しており、その旨を記載した割当を受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

## (2) 割当予定先を選定した理由

マイルストーン社を今回の割当予定先として選定いたしました理由は、以下のとおりであります。

当社はこれまで、事業の進捗を図るため必要となる資金の調達方法について、どのような方法が当社にとって最良の資金調達方法であるかを検討してまいりました。また、割当予定先を選定にあたっては、第一に純投資を目的として、当社グループの事業内容や中期経営計画について当社グループの経営方針を尊重していただけること、第二に最終的に市場で売却することにより流動性向上に寄与していただけることを優先し、資金調達が適時に行われること、必要な資金が確保できる可能性が高いことを前提として、複数の割当予定先となり得る事業会社、投資会社等との協議・交渉を進めてまいりました。なお、マイルストーン社とは、代表取締役の浦谷元彦氏が、当社開催のアナリスト向け決算説明会に参加されたことを契機として、その後、本資金調達の提案があり、双方で協議、交渉を進めてきた経緯があります。

このような検討を経て、当社は、平成25年11月28日開催の取締役会決議においてマイルストーン社を割当予定先とする第三者割当の方法による新株予約権の発行を行うことといたしました。マイルストーン社は、平成21年2月に、代表取締役の浦谷元彦氏により設立された、東京に拠点を置く投資事業を目的とした株式会社であり、既に日本の上場企業数社で新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実に行っております。開示資料を元に集計すると、同社は設立以降本日現在まで、当社を除く上場企業20

社以上に対して、第三者割当増資による新株式及び新株予約権の引受け並びに新株予約権の行使を行っている実績があります。

マイルストーン社がこれまで引受けを行った新株予約権は主に行使価額と目的株式数が固定された新株予約権であり、実質的に行使可能となるのは発行会社の株価が新株予約権の権利行使価額を上回る場合に限られます。発行会社の株価の推移と新株予約権の行使実績とを比較すると、マイルストーン社による新株予約権の行使が市場動向に応じて適時に行われていることが推認できます。

従って、マイルストーン社を割当予定先として選定することは、資金確保を図るという本新株予約権の発行目的に合致するものと考えております。また、本新株予約権は、「2. 募集の目的及び理由【本資金調達の方法を選択した理由】」に記載したとおり、一定の条件下で当社からの行使指示が可能となるため行使されないリスクの低減が期待でき、現在、当社が採り得る資金調達手段の中で最も適した条件であり、資金調達の可能性が高いものであると判断いたしました。

上記に加え、同社は市場動向を勘案しつつ適時株式を売却していく方針であり、当社グループの経営方針への悪影響を防止するべく当社の経営に介入する意思がない旨の説明を受けており、今般同社を割当予定先として選定することといたしました。

### (3) 割当予定先の保有方針

マイルストーン社からは当社の企業価値の向上を期待した純投資である旨の意向を頂いており、本新株予約権については、自身での行使を前提としての引受であり、譲渡を目的とはしておりません。

一方、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、マイルストーン社からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨の意向を表明していただいております。市場動向を勘案しながら売却する方針と伺っております。

### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、マイルストーン社より、引受けに係る払込みを行うことが十分に可能である資金を保有している事を表明及び保証した書面を受領しております。また、最近の財産状態の説明を聴取、預金口座の残高照会の写しを確認しており、払込みに要する財産の存在について確認しております。

具体的には、当社は、平成24年2月1日から平成25年1月31日に係るマイルストーン社の第1期事業報告書を受領し、その損益計算書により、当該期間の売上高が2,766百万円、営業利益が49百万円、経常利益が58百万円、当期純利益が76百万円、純資産が96百万円、総資産が924百万円であることを確認し、また、当社はマイルストーン社の預金口座の残高照会の帳票の写しを受領するとともに預金通帳を閲覧し、平成25年11月5日現在の預金残高が928百万円であることを確認いたしました。

なお、本新株予約権の行使に当たっては、マイルストーン社は、基本的に新株予約権の行使を行い、当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはありません。また、マイルストーン社は、当社以外の会社の新株予約権も引き受けておりますが、それらの会社においても当社と概ね同様のスキームで、新株予約権の行使により取得した当該会社の株式を売却することにより、新たな新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を聴取により確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権の発行価額総額の払込みに要する金額を有しているものと判断いたしました。

### (5) 株式貸借に関する契約

マイルストーン社は、当社代表取締役会長兼社長である浦上壮平との間で、当社普通株式130,000株を借り受ける株式貸借契約を締結しております。

当該株式貸借契約において、マイルストーン社は、同社が借り受ける当社普通株式をつなぎ売り以外に使用せず、つなぎ売り以外の目的での第三者への譲渡、質権を含む担保権の設定、その他一切の処分

をしないことを合意しております。なお、本合意におけるつなぎ売りとは、同社が本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けのこと입니다。

#### (6) その他重要な契約等

当社がマイルストーン社との間で締結した本契約を除き、今回当社が発行する本新株予約権に関し、割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

#### 7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成25年5月31日現在）	
浦上 壮平	22.16%
吉村 慎吾	20.58%
エスプール従業員持株会	9.99%
佐藤 英朗	4.27%
赤浦 徹	3.96%
白石 徳生	3.13%
野村証券株式会社野村ネット&コール	2.87%
中村 勝人	2.45%
竹原 相光	2.38%
東京海上日動火災保険株式会社	1.39%

- (注) 1. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入算出しております。
2. 募集前の大株主及び持株比率は、平成25年5月31日時点の株主名簿を基準としております。
3. 今回発行される本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。行使期間は平成25年12月17日から平成27年12月16日までの発行後2年間となっております。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
4. 本新株予約権の行使により交付される普通株式の割当予定先の保有方針は純投資であり、長期保有が見込まれないことから、募集後の大株主及び持株比率は表示していません。

#### 8. 今後の見通し

現在のところ、平成25年1月10日に発表いたしました平成25年11月期の通期業績予想に変更はありません。

また、本新株予約権が行使され、調達資金の使途に従い業務を遂行することにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

#### 9. 企業行動規範上の手続に関する事項

本件第三者割当は、① 希釈化率が25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の連結業績

	平成22年11月期	平成23年11月期	平成24年11月期
売上高	5,614,146千円	5,532,729千円	4,941,644千円
営業利益	△291,021千円	32,622千円	48,244千円
経常利益	△311,784千円	17,836千円	29,667千円
当期純利益	△758,941千円	207,468千円	△30,793千円
1株当たり当期純利益	△293.78円	80.31円	△11.92円
1株当たり配当金	0円	0円	0円
1株当たり純資産	△13.21円	67.10円	55.18円

(注) 当社は、平成24年12月1日付けで普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。平成22年11月期及び平成23年11月期並びに平成24年11月期の1株当たり当期純利益及び1株当たり配当金並びに1株当たり純資産は、各期の期首に当該分割が行われたものと仮定して算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年5月31日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	2,583,400株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	－株	－%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成22年11月期	平成23年11月期	平成24年11月期
始値	29,420円	25,200円	14,330円
高値	32,300円	30,950円	33,000円 ※256円
安値	22,400円	11,640円	14,200円 ※210円
終値	25,490円	14,350円	※243円

(注) ※印は、株式分割による権利落後の株価であります。

② 最近6ヶ月の状況

平成25年	5月	6月	7月	8月	9月	10月
始値	333円	300円	354円	344円	1,206円	1,320円
高値	365円	506円	490円	906円	2,197円	1,393円
安値	294円	282円	343円	344円	906円	941円
終値	308円	346円	360円	906円	1,350円	1,041円

③ 発行決議日前日における株価

	平成25年11月27日
始 値	950円
高 値	967円
安 値	945円
終 値	950円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況  
該当事項はございません。

1 1. 発行要項

第2回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

株式会社エスプール第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の払込金額の総額 金3,276,000円

3. 申込期間 平成25年12月16日

4. 割当日及び払込期日 平成25年12月16日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式420,000株とする。（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は1,000株とする。）但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の運用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数420個

8. 本新株予約権の払込金額

本新株予約権 1 個当たり金7,800円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を四捨五入するものとする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの財産の価額(以下「行使価額」という。)は、950円とする。但し、第10項に定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{交付前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。)以降、又は係る交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式について株式の分割をする場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式

を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本項第(2)号①から④までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号①から④にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権の新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & - \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額の差が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を引いた額を使用する。
- (4) その他
- ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所 J A S D A Q 市場における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、係る基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また本項第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、係る調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号⑤に定める場合、その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

#### 11. 本新株予約権の行使期間

平成25年12月17日から平成27年12月16日の期間とする（なお、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。）。但し、第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。

#### 12. その他の本新株予約権の行使条件

- (1) 本新株予約権の行使によって、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該授權株式数を超過する部分に係る新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。

#### 13. 本新株予約権の取得

- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の割当日から3ヶ月以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の20日前までに通知したうえで、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
- (2) 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換もしくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合は、会社法第273条の規定に従い、当社取締役会が定める取得日の20日前までに通知したうえで、本新株予約権1個につき、本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。

#### 14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

- (1) 新たに交付される新株予約権の数  
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- (2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類  
再編当事会社の同種の株式
- (3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合



における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件  
第11項ないし第14項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

17. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載しこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中の取引日に第19項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に提出し、かつ、係る行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金されたときに発生する。
- (3) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができず、直ちに、当該行使請求に係る出資金総額を指定口座への振り込むものとする。

19. 行使請求受付場所

株式会社エスプール 管理本部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行 日本橋中央支店

21. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

22. 新株予約権者に対する通知

本新株予約権の新株予約権者に対し通知する場合、電子公告により行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて新株予約権者に対し直接に通知する方法によることができる。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上